

# サービス利用の流れ①

## 1 | 相談する

市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要 (など)

- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない (など)

- ▶ 介護予防に取り組みたい (など)

## 2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

### 認定 要介護認定を受ける

- 要介護認定の申請
- 要介護認定(調査～判定)

市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(▶下記参照)

### ☑ 基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。  
(基本チェックリスト▶18ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

希望する方は地域包括支援センターに相談してください



介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

## 3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

### 要介護度

介護が必要な度合い  
↑ 高  
↓ 低

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

- 要支援2
- 要支援1

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者\*)

自立した生活が送れる

## 4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

### 介護サービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。

### 介護予防サービスを利用できます。



### 総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。



### 一般介護予防事業を利用できます。



サービス利用の流れ②へ(▶8ページから)

## 認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、

要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

### 1 要介護認定の申請

申請の窓口は市の高齢者支援課・支所保健分室です。

申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

☑ 申請書 市の窓口に置いてあります。

☑ 介護保険証 40～64歳の方は加入している医療保険の保険証が必要です。



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。  
かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

### 2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査 → 主治医の意見書 → 一次判定 → 二次判定(認定審査)



市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

市の依頼により主治医が意見書を作成。  
※主治医がない方は市が紹介する医師の診断を受ける。

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

# サービス利用の流れ②

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかり伝えましょう。

